

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税10・地方税11(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>現行の措置に加えて、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○即時償却</li> <li>○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ</li> <li>○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用</li> <li>○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長</li> </ul> <p>する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末までとする。</p> <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの</li> <li>②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上</li> <li>③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの</li> </ul>
3	担当部局	情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル</p>

			<p>複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長 (平成22年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長 (平成24年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長 (平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し (試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p>
6	適用又は延長期間		平成27年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p>

			<p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p>																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数 平成 23 年度 36,734 社</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																									
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%																									
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																									
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																									
		② 減収額	<p>○減収額 ▲514 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3.7 万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることによって約 4 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約 7 割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 21 年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成 24 年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は 23.5%から 27.6%と目標に近い 4.1%増加、生産・営業用設備判断 D I も 6.5%から 5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。</p>																												

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI	
18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	年間
	II	65.4	平均値	30.9	平均値	1	平均値
	III	67.5	66.6	30.8	31.3	1	0.5
	IV	71.3		31.2		0	
19年	I	75.4	年間	30.6	年間	▲1	年間
	II	71.6	平均値	30.3	平均値	0	平均値
	III	69.9	71.8	26.9	28.3	2	0.5
	IV	70.3		25.3		1	
20年	I	71	年間	26.2	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	25	平均値	4	平均値
	III	71.9	70.8	26	25.0	5	5
	IV	68.4		22.8		9	
21年	I	64.8	年間	19.1	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値
	III	55.8	58.8	19	19.6	19	18.5
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間	21.4	年間	13	年間
	II	51.1	平均値	23.3	平均値	12	平均値
	III	55.1	53.1	24.4	23.6	9	10.5
	IV	55.2		25.1		8	
23年	I	51.0	年間	25.2	年間	7	年間
	II	51.7	平均値	22.8	平均値	8	平均値
	III	47.6	49.5	23.1	23.5	6	6.5
	IV	47.5		23		5	
24年	I	46.2	年間	25.6	年間	5	年間
	II	44.4	平均値	28.2	平均値	6	平均値
	III	45.3	45.0	28.3	27.6	6	5.8
	IV	43.8		28.4		6	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～25年度)</p> <p>我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)</p> <p>このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減収(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。</p> <p>(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業が設備投資を手控えする傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のイ</p>

			ンセンティブを付与するものとなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年8月